

生駒市規則第 2 2 号

生駒市排水設備指定工事店等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 1 2 月 1 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市排水設備指定工事店等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和 5 9 年 4 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第 5 号を次のように改める。

(5) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

第 2 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 6 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

第 9 条中第 1 1 号を第 1 2 号とし、第 1 0 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 第 2 条第 6 号に規定する者に該当するに至ったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

第 1 0 条第 2 号中「第 2 条第 1 号から第 9 号まで」を「第 2 条第 1 号から第 1 0 号まで」に改める。

第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要

な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第17条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が第13条第1項第2号に該当するに至ったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。